

日本OSS推進フォーラム規約

第1章 総則

(名称)

第1条 団体の名称は、日本OSS推進フォーラムと称する。英語名称は、Japan OSS Promotion Forumと称する。

(事務所)

第2条 本団体は、主たる事務所を設置しない。

2 本団体は、主たる事務所の設置が必要となった場合、幹事団・顧問団会合の承認により、主たる事務所を設置することができる。

第2章 定義

(定義)

第3条 OSSとは、オープン・ソース・ソフトウェア(以下、OSS)の略である。OSSは、ソフトウェアのソースコードが公開されており、その入手、変更、実行、コピー、再配布、研究を自由に実施できる米国のOpen Source Initiative (OSI) によって認証されたライセンスが著作権情報として定義されているソースコードが提供されるソフトウェアを指す。

第3章 目的および事業

(目的)

第4条 本団体は、OSSの発展のための課題解決に向けた取り組み、およびOSSによるオープンなイノベーションの促進を目的とする。

(活動概要)

第5条 本団体は、前条の目的を達成するため、次の種類の活動を行う。

- (1)国際協力の活動
- (2)情報化社会の発展を図る活動
- (3)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第6条 本団体が行う事業は、次のとおりとする。

- (1)OSSに関する調査および研究開発
- (2)新たな技術領域におけるOSSの位置付け、取り扱いに関する調査研究
- (3)OSSに関する関係官公庁、諸団体との連絡調整・連携の実施
- (4)OSSに関する総合的普及啓発宣伝
- (5)海外とのOSSに関する諸連携活動
- (6)OSS普及促進のため、関連諸団体との連携活動
- (7)OSSに関わる意見の公表又は具申の実施

(8)OSSをコアとした新たな技術領域に関する調査研究

(9)前各号の他、本団体の目的を達成し、これを継続するために必要な活動

第4章 組織

(組織)

第7条 前条に定めた事業活動を行うため、本団体に次の組織を置く。

(1)幹事会

(2)幹事団・顧問団

(3)ステアリング・コミッティ

(4)企画チーム

(5)部会、タスクフォース

第5章 会員

(会員の扱い)

第8条 本団体の会員は、本団体の目的に賛同して入会した法人もしくは本団体が入会を承認した個人とする。

(会員の区分)

第9条 会員は次の4区分とする。

(1)A会員

(2)B会員

(3)C会員

(4)特別会員

(会員の属性)

第10条 会員の属性を次のとおり定める。

(1)A会員は、本団体の幹事を擁立できる法人とする。

(2)B会員は、本団体の顧問を擁立できる法人とする。

(3)C会員は、A会員、B会員の属性にあてはまらない法人もしくは個人とする。

(4)特別会員は、公共団体、公益法人もしくはこれに準じる法人の中から第16条第2項に基づき選ばれた法人もしくは個人とする。

(入会)

第11条 会員になろうとする法人は、別に定める入会申込書を座長に提出し、ステアリング・コミッティにおいて、承認を受けなければならない。

2 会員になろうとするときは、法人の代表者として本団体に対しその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を、座長に届け出なければならない。

3 会員になろうとする法人がA会員およびB会員になろうとするときは、前項の手続きのほか、幹事団・顧問団会合の表決を得なければならない。

4 会員代表者を変更した場合は、速やかに変更の旨を座長に報告しなければならない。

5 会員になろうとする法人は、入会にあたり、別途定められた入会金を納付しなければならない。

(脱退)

第12条 会員が本団体を退会しようとするときは、脱退の旨を座長に提出し、ステアリング・コミッティの承認を受けなければならない。

2 会員が次号に該当するときは、脱退したものとみなす。

(1)解散し又は破産したとき。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当するときは、幹事団・顧問団会合において会員総数の3分の2以上の表決を得て、これを除名することができる。

(1)本団体の規約又は規則に違反したとき。

(2)本団体の名誉を毀損し又は本団体の目的に反する行為をしたとき。

(3)会費を1年以上滞納したとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に予め通知するとともに、除名の表決を行う幹事団・顧問団会合において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(幹事)

第14条 本団体は、本団体に幹事を置くことができる。

2 幹事は、原則A会員の会員代表者とする。

3 幹事は、代表幹事の会務の総理を補佐する。

4 幹事の任期は、1年とする。ただし、当該任期満了1ヶ月前までに当該幹事を擁するA会員から通知が座長に対してない場合は、自動的に任期を継続するものとする。

5 幹事が何らかの事由により任期満了前に辞任を希望する場合は、当該幹事を擁するA会員から幹事団・顧問団会合に申請後、代人者に変更することができる。ただし、代人者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第15条 本団体は、本団体に顧問を置くことができる。

2 顧問は、原則B会員の会員代表者とする。ただし、本団体の運営に対し、座長が必要と認める特別会員は、幹事団・顧問団会合の表決を得て、顧問に就任することができる。

3 顧問は、本団体の運営に関して、幹事団・顧問団の諮問に答え、又は意見を述べる。

4 顧問は、ステアリング・コミッティにおける表決権限を有する。

5 顧問の任期は1年とする。ただし、当該顧問を擁するB会員から通知が座長に対してない場合は、自動的に任期を継続するものとする。

6 顧問が何らかの事由により任期を継続できない場合は、当該顧問を擁するB会員から幹事団・顧問団会合に申請後、代人者に変更することができる。ただし、代人者の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別会員)

第16条 特別会員は、本団体の運営に関してステアリング・コミッティの諮問に答え、又はステアリング・コミッティに対して意見を述べる。

2 特別会員は、公共団体、公益法人もしくはこれに準じる法人、および個人などの中から幹事団・顧問団会合の表決を得て、代表幹事が委嘱する。

3 特別会員の任期は1年とする。ただし、特別会員から第12条に定める届けがない場合は、自動的に任期を継続するものとする。

(代表幹事)

第17条 本団体は、本団体に代表幹事を置くことができる。

2 代表幹事は、本団体の会務を総理する。

3 代表幹事は、A会員の会員代表者の中から互選により選出し、幹事団・顧問団会合の表決を得て、選任される。

4 代表幹事の任期は、1年とし、任期満了に伴う次期の代表幹事は、本条第3項の規定に沿い、任期満了以前に選任するものとする。

5 代表幹事は、任期経過後でも後任の代表幹事が選任されるまでの期間は、継続して代表幹事の職務を務めるものとする。

6 代表幹事が何らかの事由により任期満了前に辞任を希望する場合は、当該代表幹事を擁するA会員から幹事団・顧問団会合に申請後、代人者に変更することができる。ただし、代人者の任期は、前任者の残任期間とする。

(ステアリング・コミッティ委員)

第18条 本団体は、本団体にステアリング・コミッティ委員を置くことができる。

2 ステアリング・コミッティ委員は、第48条で規定する表決でステアリング・コミッティでの表決権を行使するものとする。

3 ステアリング・コミッティ委員は、各会員代表者が対象者を指名し、ステアリング・コミッティの承認を得て、座長が委嘱する。ただし、C会員については、第51条第3号に定めるとおり、参加の承認が得られた会員のみを対象とする。

4 ステアリング・コミッティ委員の任期は1年とする。ただし、各会員代表者から第12条に定める届けがない場合は、自動的に任期を継続するものとする。

(座長)

第19条 本団体は、本団体に座長を置くことができる。

2 座長は、本団体の運営を総理するとともに代表幹事の会務を補佐する。

3 座長は、A会員のステアリング・コミッティ委員の中から互選により選出し、幹事団・顧問団会合の表決を得て、選任することができる。

4 座長の任期は、1年とし、任期満了に伴う次期の座長は、本条第3項の規定に沿い、任期満了以前に選任するものとする。

5 座長は、任期経過後でも後任の座長が選任されるまでの期間は、継続して座長の職務を務めるものとする。

6 座長が何らかの事由により任期満了前に辞任を希望する場合は、当該座長を擁するA会員から幹事団・顧問団会合に申請後、代人者に変更することができる。ただし、代人者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会員の権利)

第20条 第9条に定めた会員区分の権利を次のとおり定める。

	A会員	B会員	C会員	特別会員
幹事会参加	○	*1	×	*1
幹事団・顧問団会合参加	○	○	○	○
ステアリング・コミッティ参加	○	○	*2	○
企画チーム	*3	*3	*3	*3
部会	○	○	○	○
タスクフォース	○	○	○	○
幹事の就任	○	×	×	×
顧問の就任	×	○	×	*4
代表幹事の就任	○	×	×	×
座長の就任	○	×	×	×
ステアリング・コミッティ委員の就任	○	○	*5	*5

*1：第24条第3項に定める規定に基づく。

*2：第51条第4号に定める規定に基づく。

*3：第64条第2項に定める規定に基づく。

*4：第15条第2項に定める規定に基づく。

*5：第51条第3号に定める規定に基づく。

第6章 オブザーバー

(オブザーバー)

第21条 本団体は、本団体にオブザーバーをおくことができる。

2 オブザーバーは、本団体の運営に関して、幹事団・顧問団の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

3 オブザーバーの任期は定めないものとする。

4 オブザーバーは、一切の表決権を有しないものとする。

第7章 入会金・会費

(会費)

第22条 本団体の入会金・会費は、細則において別途定める。

2 既納の入会金・会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第8章 会議

(種別)

第23条 本団体の会議は、幹事会、幹事団・顧問団会合、ステアリング・コミッティとする。

第9章 幹事会

(構成)

第24条 幹事会は幹事により構成する。

2 A会員は、幹事会に出席して意見を述べることができる。

3 幹事会は、必要に応じて、顧問、特別会員および有識者を招集することができる。

(権能)

第25条 幹事会は、次に定める事項について表決する。

(1)事業中間報告

(2)事業計画、収支予算およびその変更

(開催)

第26条 幹事会は、毎年2回程度開催する。

2 臨時幹事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)代表幹事が必要と認めたとき。

(2)幹事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面による請求があったとき。

(招集)

第27条 幹事会は、前条2項第2号の場合を除き、代表幹事が招集する。

2 代表幹事は、前条2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時の幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 幹事会の議長は、代表幹事がこれにあたる。ただし、代表幹事が事故あるとき、又は代表幹事が欠員のときは、出席幹事のうちから議長を選出する。

2 幹事会において、代表幹事は議長を代行するものを任命することができる。

3 第26条第2項第2号の規定により請求があった場合において、臨時の幹事会を開催したときは、出席幹事のうちから議長を選出する。

(定足数)

第29条 幹事会は、幹事の過半数の出席をもって成立する。

(表決)

第30条 幹事会の議事は、この規約に別に定める場合を除く他、出席幹事の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 幹事団・顧問団会合においては、第27条第3項の規定により予め通知された事項についてのみ表決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席幹事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

(表決権等)

第31条 各幹事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため幹事会に出席できない会員は、予め通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

3 前項の代理人は、会議ごとに議長に申告しなければならない。

4 前項の規定により表決権を行使する会員は、第29条および前条第1項の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第32条 幹事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時および場所
- (2)幹事数および出席者数
- (3)出席者の氏名（書面表決者および表決委任者を含む。）
- (4)表決事項
- (5)議事の経過の概要および表決の結果

第10章 幹事団・顧問団会合

(構成)

第33条 幹事団・顧問団会合は幹事、顧問および特別会員により構成する。

2 A会員、B会員および特別会員は、幹事団・顧問団会合に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第34条 幹事団・顧問団会合は、次に定める事項について表決する。

- (1)規約の変更
- (2)解散
- (3)合併
- (4)事業報告および収支決算
- (5)事業計画、収支予算およびその変更
- (6)幹事、顧問の職務および報酬

(開催)

第35条 通常幹事団・顧問団会合は、毎年1回開催する。

2 臨時幹事団・顧問団会合は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)代表幹事又はステアリング・コミッティが必要と認めたとき。
- (2)幹事数の3分の1以上の幹事から会議の目的たる事項を示した書面による請求があったとき。

(招集)

第36条 幹事団・顧問団会合は、代表幹事が招集する。

2 代表幹事は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時の幹事団・顧問団会合を招集しなければならない。

3 幹事団・顧問団会合を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条 幹事団・顧問団会合の議長は、代表幹事がこれにあたる。ただし、代表幹事が事故あるとき又は代表幹事が欠員のときは、出席幹事のうちから議長を選出する。

2 幹事団・顧問団会合において、代表幹事は議長を代行するものを任命することができる。

(定足数)

第38条 幹事団・顧問団会合は、幹事の過半数の出席をもって成立する。

(表決)

第39条 幹事団・顧問団会合の議事は、この規約に別に定める場合を除く他、出席幹事の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 幹事団・顧問団会合においては、第36条第3項の規定により予め通知された事項についてのみ表決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席幹事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

(表決権等)

第40条 各幹事は表決権を有し、顧問は表決権を持たないものとする。

2 やむを得ない理由のため幹事団・顧問団会合に出席できない幹事は、予め通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

3 前項の代理人は、会議ごとに議長に申告しなければならない。

4 第2項の規定により表決権を行使する会員は、第38条および前条第1項の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第41条 幹事団・顧問団会合の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時および場所

(2)会員総数および出席者数

(3)出席した会員の数および幹事、顧問の氏名（書面表決者および表決委任者を含む。）

(4)表決事項

(5)議事の経過の概要および表決の結果

第11章 ステアリング・コミッティ

(構成)

第42条 ステアリング・コミッティは、ステアリング・コミッティ委員および特別会員により構成する。

2 A会員、B会員、特別会員は、ステアリング・コミッティに出席して意見を述べることができる。

(権能)

第43条 ステアリング・コミッティは、この規約で定めるものの他、次の事項を表決する。

(1)幹事団・顧問団会合に付議すべき事項

(2)幹事団・顧問団会合の表決した事項の執行に関する事項

(3)その他幹事団・顧問団会合の表決を要しない会務の執行に関する事項

(4)入会金および会費の額

(5)その他新たな義務の負担および権利の放棄

(6)事務局の組織および運営

(7)その他運営に関する重要事項

(開催)

第44条 ステアリング・コミッティは、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)代表幹事もしくは座長が必要と認めたとき。

(2)ステアリング・コミッティの参加資格を持つ会員総数の3分の1以上の会員から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

2 通信を利用した遠隔会議によるステアリング・コミッティの開催を可能とする。

(招集)

第45条 ステアリング・コミッティは、座長が招集する。

2 座長は、前条第1項第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内にステアリング・コミッティを招集しなければならない。

3 ステアリング・コミッティを招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第46条 ステアリング・コミッティの議長は、座長がこれにあたる。

2 ステアリング・コミッティにおいて、座長は議長を代行するものを任命することができる。

(定足数)

第47条 ステアリング・コミッティは、ステアリング・コミッティ委員の過半数の出席をもって成立する。

(表決)

第48条 ステアリング・コミッティにおける表決事項は、第45条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

2 ステアリング・コミッティの議事は、ステアリング・コミッティの出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第49条 ステアリング・コミッティ委員は、表決権を有するものとする。

2 やむを得ない理由のためステアリング・コミッティに出席できない委員は、予め通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

3 前項の規定により表決した委員は、第47条および前条第2項の適用については、ステアリング・コミッティに出席したものとみなす。

(議事録)

第50条 ステアリング・コミッティの議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時および場所

(2)会員総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者および表決委任者を含む。）

(3)表決事項

(4)議事の経過の概要および表決の結果

(権限)

第51条 ステアリング・コミッティは、次に各号に掲げる事項の表決権限を持つものとする。

(1)顧問の選定

(2)部会長、副部会長の承認

(3)ステアリング・コミッティ委員の承認

(4)C会員のステアリング・コミッティ参加の承認

第12章 会計

(事業計画および収支予算)

第52条 本団体の事業計画およびこれに伴う収支予算は、座長が作成し、幹事団・顧問団会合の表決を経なければならない。

(暫定予算)

第53条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、座長は、幹事団・顧問団会合の表決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第54条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、幹事団・顧問団会合の表決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第55条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、幹事団・顧問団会合の表決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告および収支決算)

第56条 本団体の事業報告書、収支計算書等に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、座長が作成し、幹事団・顧問団会合の表決を経なければならない。

(事業年度)

第57条 本団体の活動年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13章 規約の変更、解散および合併

(規約の変更)

第58条 本団体が規約を変更しようとするときは、幹事団・顧問団会合に出席したA会員およびB会員の3分の2以上の多数による表決を得なければならない。

(解散)

第59条 本団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 幹事団・顧問団会合の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の遂行不能
- (3) A会員およびB会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第1号の事由により本団体が解散するときは、幹事総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(清算および清算人)

第60条 清算人は、幹事団・顧問団会合において選任する。

2 清算人は、本団体を代表し、清算に必要な一切の行為をする権限を有する。

3 会員は、本団体の解散の後であっても、幹事団・顧問団会合の表決により、その債務を完済するために必要な限度において会費を納入しなければならない。

(残余財産の帰属)

第61条 本団体が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、次のいずれかの方法により、対処するものとする。

(1)本団体と類似の目的を有する他の法人又は団体への寄附

(2)会費を支払う会員に対する会費比率に応じた分配

(合併)

第62条 本団体が合併しようとするときは、幹事会において幹事総数の4分の3以上の表決を得なければならない。

第14章 公告の方法

(公告の方法)

第63条 本団体の公告は、本団体のHPに掲載して行う。

第15章 補則

(企画チーム)

第64条 本団体は、他団体との連携、又は関係所管官庁に対する具申など、運営に関する事項を検討審議するため、ステアリング・コミッティの配下に企画チームを置くことができる。

2 企画チームの委員は、会員の中から座長が指名した会員とする。

3 企画チームの議長は座長がこれにあたる。

4 企画チームの審議事項については、その内容をステアリング・コミッティに報告しなければならない。

(部会、タスクフォース)

第65条 本団体は、専門事項を調査審議するため、ステアリング・コミッティの表決により、部会を置くことができる

2 部会には、部会長を置くものとする。部会長はA会員およびB会員の中からステアリング・コミッティの表決により選出されるものとする。

3 部会長は、副部会長を指名により置くことができる。

4 部会の委員は会員の推薦のあった者の中から部会長が委嘱する。

5 部会は、専門事項の調査審議に必要な場合、詳細事項を調査審議するためのタスクフォースを部会長の承認により、置くことができる。

6 タスクフォースには主査を置くものとする。主査は、タスクフォースの委員の中から互選により選出し、部会長の承認を得なければならない。

7 タスクフォースの主査は、副主査を指名により置くことができる。

8 タスクフォースの委員は、会員の推薦のあった者から構成する。

9 本団体の会員でないものの部会への参加は、部会に参加する会員の推薦により、部会長が委嘱することができる。

10 本団体の会員でないもののタスクフォースへの参加は、タスクフォースに参加する会員の推薦により、タスクフォースの主査が委嘱することができる。

(事務局)

第66条 本団体の事務を処理するために独自に事務局を置く場合は、次の事項に従うものとする。

2 事務局には事務局長の他、必要な職員を置く。

3 事務局長および事務局職員は代表幹事が任免する。

4 事務局長は、代表幹事の命を受け事務局を統轄し、事務局職員は事務局長の指揮を受け、庶務を処理する。

5 前各項の他、事務局および職員に関し、必要な事項はステアリング・コミッティの表決を得て、別に定める。

6 本団体の事務局は、事務局を委託するに足る条件を備えた団体に対し、幹事団・顧問団会合の表決を得て委託することができる。

7 前項の他、事務局の委託に関し、必要な事項はステアリング・コミッティの表決を得て、別に定める。

(実施細則)

第67条 この規約の実施に関して必要な事項は、ステアリング・コミッティの表決を経て、代表幹事が別に定める。

第16章 細則

(細則)

第68条 この規約の施行について必要な細則は、幹事団・顧問団会合の表決を経て、代表幹事がこれを定める。

細 則

1 本団体の規約制定当初の事業年度の事業計画および収支予算は、設立幹事団・顧問団会合の定めるところによるものとする。

2 本団体の平成21年X月からの入会金および会費は、次に掲げる金額とする。

(1)A会員 入会金：なし 会費：500,000円

(2)B会員 入会金：なし 会費：0円

(3)C会員 入会金：なし 会費：0円

(4)特別会員 入会金：なし 会費：0円

ただし、第66条第6項の規定を履行する場合は、幹事会において、入会金および会費の取り扱い、費用負担の考え方を決議し、これに準じるものとする。

なお、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、株式会社日立製作所、ソニー株式会社、日本IBM株式会社、日本電気株式会社、富士通株式会社は、本団体の事務局業務を第三者に委託する同額の費用を負担し、上記会費の支払いに代えるものとする。

3 本団体の活動により生じた著作物の取り扱いについては、当該著作物の著作権者と本団体との間で別途協議のうえ決定するものとする。

4 公益に供する法人については、前号の対象から除く。

5 本団体の規約制定当初の事業年度は、成立の日から平成22年3月31日までとする。

6 この規約は、平成21年3月30日から効力を有するものとする。